

大石田町議会議員補欠選挙

投票日は2月上中旬予定

詳細な日程は決まり次第お知らせします

今後執行が想定されている

衆議院議員総選挙と同日の投票を予定しています

「立候補予定者説明会」及び「出納責任者事務説明会」を開催します。

●期日／1月24日（土）

●場所／大石田町役場3階 大会議室

大石田町議会議員補欠選挙

○立候補予定者説明会

○出納責任者事務説明会

午前10時00分～

午前11時00分～

当日の投票は午前7時から午後7時まで

投票日当日の投票時間は、午前7時から午後7時までです。

夕方まで仕事がある方でも、家族や友人とのレジャーを済ませてからでも投票できますので、棄権せずに投票しましょう。

不在者投票ができます

選挙期間中に仕事や旅行等で他の市町村に滞在している方は、不在者投票を行うことができます。

◆不在者投票の流れ

①大石田町の選挙管理委員会に直接、郵送又はマイナポータルで投票用紙を請求する。

(請求の用紙は、町ホームページからダウンロードできます。)

②大石田町の選挙管理委員会で請求書を確認後、投票用紙等を送付します。

③滞在先の選挙管理委員会で投票。滞在先の選挙管理委員会が大石田町に郵送する。

入場券について

2月上旬までに、皆さんのお手元へ投票所入場券が郵送されます。

投票する際には忘れずにお持ちください。もし、忘れたりなくしたりしたときは、投票所の係員に申し出ていただくと投票できますので、投票所の受付に申し出てください。

郵便等による不在者投票

両下肢等の障害で1級または2級の方、内臓機能の障害で1級もしくは3級の方、免疫の障害で1級から3級までの方、または介護保険法上の要介護者で要介護5の方は、自宅等で「郵便等による不在者投票」を行うことができます。投票には、選挙管理委員会が発行する「郵便等投票証明書」が必要です。

投票用紙等の請求期限は投票日の4日前までとなっていますので、早めの請求をお願いします。詳しくは町選挙管理委員会にお問い合わせください。

代理投票について

投票所にいくことはできるものの、心身の故障などで字を書くことができない方は、補助者に代理投票（代筆投票）させることができます。投票の秘密は固く守られますので、安心して係員に申し出てください。

選挙に関するお問い合わせは

■町選挙管理委員会事務局（役場総務課内）

TEL 35-2111（内線212・218）



大石田町の未来は
皆さんの大切な一票から！